

プロローグ



(留守番電話にて)「〇〇税務署個人課税〇部門の▲▲と申します。お伝えしたいことがありますので、この伝言をお聞きになりましたら〇〇税務署までご連絡をお願いいたします。電話番号は 12-3456-7890 です。」



……という留守番電話が残されていました。かけなおしてみたら、「税務調査」とのことだったので。慌てていろいろ検索して、税務調査のことを調べていたら、内田先生のことを見つけまして、ご連絡しました。



ありがとうございます。



フリーランスの税務調査対応をしているとのことですが、対応をお願いできますか？



はい、もちろん大丈夫ですよ。Aさんのお仕事の内容や確定申告の状況など、さっそく確認させてください。



よろしくをお願いします。そもそも、税務調査って何をするんですか？ 税務署から連絡が来てから怖くて怖くて、不安で眠れないですし、いつも税務調査のことが頭にあって、何も手につきません (涙)。



そのようなご相談が多いです。眠れなくなった、食べられなくなった、という人もいます。無理ありません。実際に税務調査が終わってから、「こんなものなんだ」と思われる方も多いです。



本当に怖いイメージしかありません。まずは税務調査がどんなものなのか、教えてください！

はじめに

内田敦と申します。個人事業者・フリーランスの税務調査専門の税理士として活動しています。

法人や相続の税務調査対応をしているという税理士は数多いですが、個人専門という税理士は、非常にレアな存在です。

私はよく、「個人事業者やフリーランスに、そんなに税務調査があるんですか？」と質問されます。他でもない私自身も、独立する以前は、「税務調査は法人がメインであって、個人にはほとんどないだろう」と思っていました。

ところが独立後、「税務調査の連絡が来て困っている」「個人に対応している税理士がない」という声が、少なからずあったのです。個人への税務調査も多く行われていることと、税務調査の連絡が来て不安になっているのに相談できる税理士が見つからない個人の方が多くいることを知った私は、「個人事業者やフリーランスの税務調査対応専門税理士」として、近隣だけでなく遠方からのご相談も受けるようになりました。このテーマで、同業の税理士向けの書籍を2冊、執筆もしています。

この本は主に、税務調査で困っているフリーランスの方（本書では、開業届を提出しているかどうかにかかわらず、個人で仕事を請け負って働いている方を「フリーランス」と表記します）向けに、私のもとに寄せられるよくある税務調査に関する相談を、Aさんという架空のフリーランスからの質問形式にてまとめたものです。なるべく専門用語を使わず、またなるべく実際の事例を盛り込むようにしました。フリーランスの方向けの税金の本は珍しくありませんが、「税務調査対応」だけという本は、ほとんどないと思われます。

この本の構成は、次の通りです。

CHAPTER1 は、税務調査の基礎知識についてです。そもそも税務調査とはどのようなものなのか、何をするのか、絶対に追加の税金が発生するのかなどを解説しています。

CHAPTER2 は、税務調査の準備についてです。税務調査の連絡があったら何をすればいいのか、何を用意すればいいのか等、早期終了するための準備について解説しています。

CHAPTER3 は、税務調査当日についてです。調査当日の流れや何を聞かれるのか、何に注意すべきなのか、どう対応すればいいのかを、実際の税務調査をもとに解説しています。

CHAPTER4 は、税務調査の立ち会い以後のことです。税務署から間違いを指摘された場合、脱税だと言われた際の対応、落としどころの調整などについて解説しています。

CHAPTER5 は、今後の税務調査への備えについてです。税務調査というものは、一度行われたらもう来ないとは限りません。再び税務調査が行われる可能性もあります。税務調査の結果を受けて注意すべきことについて解説しています。

CHAPTER6 は、確定申告をしておらず、無申告となっている場合の税務調査についてです。無申告の場合、税務署の対応は厳しいものとなるため、しっかりとした対策が必要です。その注意点などについて解説しています。

ある日突然、税務署から「税務調査を行います」と知らされれば、誰だって恐ろしく感じるものですし、「追加の税金や罰金を求められるの？」と不安になって当然です。この本が、そのような個人・フリーランスの方々を安心させることができるものであれば幸いです。

2023年8月
内田 敦

CHAPTER1 税務調査の基礎知識

01 税務調査ってなんの調査？	008
02 フリーランスにも税務調査は来る？	012
03 事業規模が小さくても来る？	014
04 何もやましいことはないのに、どうして自分に？	017
05 突然自宅に来る？	020
06 絶対に追加の税金が発生する？	024
07 ミスがあったらどんな税金が発生する？	028
08 過去何年分調べられる？	030
09 税務調査を拒否できる？	034
10 副業にも税務調査はある？	036
11 脱税と節税は別物？	040
12 税務調査は1年中やってるの？	045
13 税務調査は1日で終わらない？	047
14 調査で必要な手続きは？	051
15 取引先への反面調査って？	054
16 調査前に間違いを直したら、調査はどうなる？	057
17 廃業した場合や法人成りした場合は？	060
18 多額の税金が発生することもある？	062

CHAPTER2 準備はどうすればいいのか

19 税務署から連絡があったらまずどうする？	066
20 準備すべきものって？	071
21 仕事が忙しくて都合がつかない場合は？	074

22 調査を受ける場所は自宅以外に変更できる？	077
23 帳簿がない、領収書もない！	080
24 そもそも無申告の場合はどうすべき？	086
25 実は脱税してしまっている場合は……	088
26 誰かと一緒に調査を受けることはできる？	090

CHAPTER3 調査当日

27 当日の質問にはどう答える？	094
28 調査当日はどんな流れ？	097
29 お茶や昼食は用意するべき？	099
30 調査当日はどんな質問をされる？	101
31 余計な話はしない方がいい？	114
32 生活費を聞かれる意味って？	117
33 調査官の態度が悪い！	120
34 別の部屋を見せてほしいと言われたら？	122
35 家の中を勝手に漁られるの？	126
36 手元に多額の現金があったらどうなる？	129
37 家族の通帳も見せなきゃいけない？	132
38 どこを重点的に見られるの？	136
39 帳簿は絶対に必要なの？	143
40 怪しまれる領収書ってどんなの？	147
41 「領収書がない」と指摘されたら	153
42 SNSには余計な投稿をしない方がいい？	157
43 見せたくないものは隠したい！	159
44 「正式な記録を残したい」と言われた！ （質問応答記録書への対応）	162
45 「資料を預かりたい」と言われたら？	168

46 税務署を騙るサギに注意！	173
47 今後の予定を確認しよう	177

CHAPTER4 その後のやり取り

48 「再度会ってほしい」と言われたら？	182
49 何の連絡もなく反面調査されることもある？	187
50 「意図的な申告もれ」と言われた！	191
51 調査の途中で間違いが判明したら？	197
52 税務署の言うことに納得できない！	200
53 落としどころをどうすればいいの？	205
54 消費税で気をつけることは？	213
55 納税はいつ、どうすればいい？	216

CHAPTER5 今後の税務調査に備えて

56 適当な申告で何も準備していなかった場合(最悪のケース) ...	224
57 同じ人を何度も調査することはあるの？	230
58 前は大丈夫だったのに.....	233

CHAPTER6 無申告の税務調査

59 無申告の一番の対策は？	236
60 無申告であった理由は？	239
61 資料がまったく残ってない場合は？	241
62 無申告の調査は短期？ 長期？	243

CHAPTER 1

税務調査の基礎知識



01

税務調査ってなんの調査？

そもそも税務調査って、なんの調査なんですか？
なんのために調査してるんですか？



! 公平な課税を目的とした、確定申告が正しいかどうかの調査

フリーランスは確定申告が必要

会社員、フリーランスのどちらであっても、税金を納めなければなりません。収入金額に応じた税額を、毎年納付していきます。

会社員とフリーランスでは、税金（所得税）を納付する方法に違いがあります。

会社員の場合、所得税は毎月、給与から天引きされています。また毎年、会社側で年末調整をしてくれますので、それで税金関係の手続きは完了しています。新たに住宅を購入して住宅借入金等特別控除を受ける場合や、医療費控除を受ける場合などは、確定申告が必要となりますが、基本的には年末調整にて完了です。

それに比べてフリーランスには、年末調整がなく、自分で確定申告をする必要があります。フリーランスは自分で売上と経費を集計し、所得税まで自分で計算して、納付しなければいけないのです。

確定申告が正しいかどうかの確認

売上や経費の集計、税額の計算においては、決まり（税法）に

したがって計算しなければなりません。これら計算に誤りがあれば、税額も違ってきてしまいます。この税額計算が正しく計算されているかどうかを国が確認する手続きが、本書のテーマである**税務調査**です。

税務調査では、

- ・売上金額が正しく計算されているか
- ・経費とならないものが入っていないか
- ・税金の計算が正しく行われているか

といったことを調べられます。簡単にいえば、申告した税額が正しいかのチェックということです。

所得税や消費税は、自分で計算して自分で納税する「申告納税方式」ですので、何かしら間違ってしまうこともあり得ます。間違いがあれば、修正する手続きが必要となります。

税務調査は、適正に納税している人とそうでない人で不公平が生じることを防ぐため、行われます。自分は正しく納税している一方で、不当に納税を免れている人がいれば、誰しもイヤになります。そのようなことのないように、公平な課税を目的としているのが税務調査なのです。国税庁のHPには、次のように書かれています。

国税庁では、的確な調査に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報の収集を行い、その収集した資料情報を様々な角度から分析し、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、厳正な調査を実施しています。

(国税庁「令和3事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」)

通常は、税務署から連絡が来ることなんてほとんどありませんか

ら、税務署から連絡があっただけでビックリしてしまうものです。

税務署から連絡があったからといって、必ずしも税務調査が行われるとは限りません。税務調査の手前の手続きとして、**指導**があります。

- ・確定申告書に記載もれがあるから直してほしい
- ・還付口座の記載がない
- ・単純な計算間違いがある

これらのように、ちょっとした間違いや「お尋ね」のような連絡が来ることもあります。

指導やこれら連絡は税務調査ではありませんので、心配せず速やかに対応しましょう。

強制捜査ではない

「調査」と聞くと、強制的になされるイメージがあるかもしれませんが、税務調査は強制捜査ではなく、実は任意での調査です。

よく連想される、裁判所の令状を見せて……というものではありません。資料を段ボールに詰めて押収されるようなことはありませんし、畳をひっくり返すような捜査をされることもありません。税務調査と聞くと、いわゆる「マルサ」をイメージする人が非常に多いようですが、実際にはそのような調査は行われません。

実際の税務調査では、調査官から色々質問をされます。その質問に回答することで進んでいくわけですが、「やったんだろ！」などと怒鳴られるような、テレビドラマの警察の取調べのようなものとはまったく違います。仮に脱税してしまっていたとしても、怒鳴

られるようなことはほとんどありません。

税務調査は適正な申告をしているかどうかを確認するものですから、不正に税負担を免れるような人には厳しい調査がなされることもあります。恐ろしい強制捜査ではない、ということです。

- ☞ フリーランスは原則として確定申告が必要。
- ☞ 税務調査は確定申告書が正しいかどうかの確認をする手続き。
- ☞ 強制捜査ではないので、資料を押収されるようなことはない。
- ☞ 一方的に進められるものではなく、協力して進めるもの。

フリーランスにも 税務調査は来る？

大企業が〇億円も過少申告していた、みたいなニュースを見かけることがあります。だから税務調査なんて大企業にしかないのかと思ってました。私みたいな個人のところにも来るのですか？



▲ フリーランスにも税務調査はある

● フリーランスにも税務調査はある

結論からいうと、フリーランスにも税務調査はあります。

ニュースにて、大企業が何億円の過少申告をしていた、見解の相違はあったが修正申告は済ませた、などで見かけることがあります。報道されるのは大きな企業が多いので、税務調査が行われるのは大企業だけ、あるいは大企業ではなくとも法人だけ、と思っている人も少なくありません。そのため、税務署から税務調査の連絡があったとき、「まさか自分に来るなんて」とビックリしがちです。

国税庁「令和3事務年度における所得税及び消費税調査等の状況について」（令和4年11月）によると、実地調査の件数は、特別調査・一般調査が4.3万件（前事務年度5.0万件）、着眼調査が1.7万件（同2.3万件）であり、簡易な接触の件数は37.1万件（同53.7万件）です。合計では43.1万件（同61.1万件）であり、そのうち申告もれ等の非違があった件数は26.3万件（同37.4万件）となっています。それに対して、法人の場合は次のような発表があります。

令和3事務年度においては、あらゆる資料情報と提出された申告書等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算等が想定される法人など、調査必要度の高い法人4万1千件について実地調査を実施しました。

(国税庁「令和3事務年度 法人税等の調査実績の概要」)

個人が4.3万件なのに対し、法人は4.1万件となっています。数字だけを見ると、個人の方が多い年度もあるのです。

近年は新型コロナウイルスの影響により、調査件数が減ったのですが、件数が少ないとはいえ、これだけの調査が個人・法人に行われました。フリーランスにも、少なからず税務調査が行われたことが推測できます。

筆者にご相談いただいたフリーランスの方が、「税務調査が来るのは、交通事故にあうようなものだ」と言っていたことがあります。その気持ち、わからなくもありません。



たしかに、税務調査が行われる可能性は高いとまでは言えません。一生に1回、経験するかどうかという人がほとんどでしょう。

税務署には、法人課税部門と個人課税部門があります。その名の通り、法人課税部門は法人を、個人課税部門は個人を対象とした税務調査を行います。個人課税部門の方が人数は少ないことが多いのですが、このような部門がある以上、個人（フリーランス）に対しても、税務調査が行われるときは行われるのです。

☞ 税務調査は法人だけではなく、フリーランスにも行われる。

事業規模が小さくても来る？

私は本当に売上が少ないんですけど、私みたいに
ごんまりとしたフリーランスにも、税務調査が
あるんですか？



! 事業規模は関係なく行われる

● 事業規模が小さいところでも様々な理由で行われる

一口にフリーランスといっても、その業態は様々です。1人で活動しているケースもあれば、人を何人も雇っているケースもあります。事業規模も、年間の売上が数百万円から数億円規模まであります。事業規模がある程度大きくなると法人化することが多いので、フリーランスで何億円もの売上があるケースは少ないかもしれませんが、事業規模の大小に関係なく、税務調査はあります。

とはいえ、事業規模が大きければ大きいほど、税務調査が行われる確率は高くなります。

もちろん、何の理由もなく、税務調査が行われるということはありません。そこには、

- ・ 明らかな申告誤りがある
- ・ 開業 10 年くらい経過している
- ・ 業績が良く、利益が出ている

- ・ 同業者と比べて異常値がある
- ・ 過去と比べて利益率などが大きく変わった
- ・ 所得が少なすぎる
- ・ 無申告である

などの理由があります。これら以外の理由もあり得ます。

税務署は様々な方法で情報を集めており、申告されている数字が明らかに誤っていることを把握していることもあります。

事業規模が大きくなればなるほど、取引数・取引先が多くなるため、調べる項目も増え、誤りを発見する可能性も高まります。

とはいえ、「自分はまだ売上1,000万円を超えないし、大丈夫」などと安心してはいけません。たとえ確率は高くなくとも、小規模事業者に対する税務調査も行われるからです。

実際にあったケースでは、たとえば、年間の売上金額が300万円くらいのフリーランスのもとに、税務調査が来たことがあります。月の売上金額では20万円～30万円くらいでした。このような規模感でも、税務調査は行われるのです。

また、年間の売上金額が100万円程度のフリーランスのもとに、税務署から「お尋ね」が来たことがあります。これは税務調査ではなく、簡易な接触にあたるものでした。会社員が副業として行っていた、年間数十万円くらいの収入について、「お尋ね」があったこともあります。



赤字で確定申告したフリーランスに対しても、税務調査が行われたことがあります。本当に赤字だったのかの確認もあったのでしょうか。

このケースでは、毎年ある程度の利益がでていたのですが、ある年だけ突発的な経費が発生して、大きな赤字となっていました。



繰り返すようですが、このように税務署は、事業規模が大きいところだけでなく、事業規模が小さいフリーランスに対しても税務調査や指導をしています。税務調査が行われる可能性は、すべてのフリーランスにあるのです。

- ㊦ 税務調査は規模に関係なく行われる。
- ㊦ 赤字であっても税務調査は行われることも。
- ㊦ 税務調査が行われる明確な基準はない。

著者略歴

内田 敦（うちだあつし）

税理士。内田敦税理士事務所代表。

1979年埼玉県生まれ千葉県育ち。

大学卒業後、一般企業に就職。税理士資格取得を目指すため退職。

複数の税理士事務所勤務を経て2016年2月に独立開業を果たす。

当初は中小企業を対象としていたが、「個人に対応している税理士が少ない」との声を受け個人専門の税理士として活動を始める。

現在はフリーランスの税務調査の立ち会い相談を中心に行っている。

多い年では年間80件の相談を受けることもあり、様々なケースを経験している。

税務調査の相談以外にも個人の無申告対応や確定申告の相談も受けている。

HP・ブログにて発信もしている。雑誌寄稿も多数。

著書に『十人十色の「ひとり税理士」という生き方』（大蔵財務協会、共著）、「税理士のための個人事業者・フリーランスの税務調査実例&対応ガイド」（税務経理協会）、「個人事業者の税務調査対応ケーススタディ」（大蔵財務協会）、「『強み』を活かして顧客をつかむ！あなたにもできる 税理士のためのセルフブランディング実践ブック」（第一法規）がある。